

「光市物価高騰対応市民生活応援商品券」 取扱店を募集します

光市物価高騰対応市民生活応援商品券発行事業

募集要領

1. 目的

食料品等の物価高騰の影響を受ける市民生活を応援することを目的に、国の重点支援地方交付金を活用して市内の店舗等で使用できる一人当たり7,000円の商品券を発行し、市民全員に配付します。

2. 商品券の内容

- (1) 名称：「光市物価高騰対応市民生活応援商品券」
- (2) 額面：1枚1,000円
- (3) 発行総額：3億3,200万円程度
市民一人につき7枚1組（全店共通券2枚・小規模店舗専用券5枚）を1セット配布
- (4) 使用期間：令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）（期間外は無効）
- (5) 払い戻し（返品・返金）には応じない。また、本商品券は、税込1,000円以上のお会計につき1,000円ごとに1枚使用可。
例：900円のお会計では使用不可、1,900円のお会計では1枚まで使用可、
2,300円のお会計では2枚使用可。

3. 取扱店

- (1) 参加資格：光市内で営業を行う店舗・事業所（登録制・業種不問）
- (2) 登録方法：取扱店登録申込書（裏面）に必要事項を記入の上、持参、郵送またはFAXにて光商工会議所に提出する。
- (3) 登録締切：令和8年3月27日（金）<必着>
（商品券送付に同封するチラシに店舗名や事業所名を掲載予定）
※締切後も登録可（商品券送付に同封するチラシへの店舗名等の掲載は不可）
- (4) 店舗区分：小規模店舗／大型店舗（売場面積500㎡以上かつ市外に本店を有するもの）
- (5) 登録料：無料
- (6) 取扱店には「ポスター」「商品券見本」等を配付する。

4. 換金

- (1) 換金（申請）場所：光商工会議所
- (2) 換金期間：令和8年6月10日（水）～令和8年10月16日（金）
9:00～14:00（平日のみ）
- (3) 換金手数料：無料

5. 商品券の配付

- (1) 対象者：令和8年4月1日（水）時点で光市の住民基本台帳に記載されている人
- (2) 配付時期：令和8年5月から、世帯主宛に送付

6. 商品券の利用

消費者へ直接提供できる商品・サービス等を対象とし、以下のような場合は利用できない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券類やプリペイドカードなど換金性の高い商品
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 商品券の現金化
- (7) 事業決済金としての流用
- (8) その他、参加各店において商品券の利用対象外としている商品

7. 取扱店の禁止行為

- (1) 商品券の偽造・模造・加工等
- (2) 消費者から受け取った商品券の再利用や譲渡・交換

光市物価高騰対応市民生活応援商品券取扱店登録申込書

光商工会議所 御中

事業所所在地

事業所名

代表者名

電話番号 () -

店舗区分 **(注1)** 小規模店舗 ・ 大型店舗

業種 小売・卸売・サービス・製造・建設・その他

光市物価高騰対応市民生活応援商品券の取扱店として登録を受けたいので、同事業の趣旨に賛同し申し込みます。

取扱店(店舗)名等	事業所(店舗)名		所在地						
	1								
	2								
	3								
振込金融機関名	金融機関コード			支店コード					
	銀行・信金・農協			本店・支店・出張所					
口座の種別	1. 普通 2. 当座								
口座番号									
フリガナ									
口座名義人									

(注1)「大型店舗」とは、売場面積500㎡以上かつ市外に本社(店)を有するものをいう。

(注2) 申込日から10日を過ぎても受付済申込書が返送されない場合はご連絡ください。

- | |
|---|
| <p>1. 換金額は、指定の口座に入金されることに同意します。</p> <p>2. 商品券の使用期間は、令和8年6月1日から令和8年9月30日の間とし、令和8年10月1日以降は使用不能で無効となることに同意します。</p> <p>3. 換金期間の最終日は、令和8年10月16日とし、以降は換金不能で無効となることに同意します。</p> |
|---|

申込先 光商工会議所まで 持参・郵送・FAXのいずれかで。(締切: 3月27日(金))

〒743-0063 光市島田4-14-15

TEL (0833) 71-0650 FAX (0833) 71-1782

受付番号	受付印